

令和2年4月27日

保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局子ども未来部
保育課長 土屋修二

5月7日以降の保育園の対応について（お知らせ）

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、北区では、国の緊急事態宣言や東京都知事の要請を踏まえ、北区における保育園の対応について、4月9日から5月6日までの期間、より一層の登園自粛を要請したうえで、その規模を縮小して運営しているところです。

5月7日以降の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の早期収束を見通すことが困難な状況にあることから、5月末までの間は、引き続き、登園自粛を要請し、規模を縮小した運営を継続することといたしました。

なお、今後、国の緊急事態宣言の動向や東京都知事から新たな要請等があり、下記の内容に変更がある場合には、改めてお知らせいたします。

記

1 登園自粛を要請する期間 5月30日（土）まで

<受け入れ対象となる園児>

①保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に保育等を行うものがいない園児

例) 医療、交通、金融、社会福祉、行政機関、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの

②緊急事態宣言後においても、引き続き保育等が行えない特段の事情がある方で、他に保育等を行うものがいない園児・児童

例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など

2 保育料の取り扱いについて

5月分の保育料については、欠席日数に応じて日割り計算を行い、5月保育料との差額を精算いたします。精算方法等はお通いの施設によって異なります。詳細につきましては、決定し次第、北区ホームページ等でお知らせいたします。

※一旦通常どおりの保育料をお支払いいただき、後日、精算させていただきます。

3 育児休業中の方の職場復帰期限について

4～5月入所者（育児休業中の方）の職場復帰期限を7月1日まで延長いたします。

4 月に1日も登園がなかった場合の取り扱いについて

区から登園自粛を要請していることから、5月中に1日も登園がなかった場合でも、退園とはなりません。

【お問合せ先】

区立保育園に関する事	保育課保育運営係	03-3908-9127
私立保育園に関する事	保育課私立保育園係	03-3908-1333
入園や保育料に関する事	保育課入園相談係	03-3908-9129